

平成16年 第2回沼田町議会臨時会 会議録

平成16年 7月20日(月)

午後 1時50分 開会

1. 出席議員

議長	9番	吉田好宏	議員	1番	杉本邦雄	議員
	2番	横山忠男	議員	3番	室田俊朗	議員
	4番	久保寛	議員	5番	津川均	議員
	6番	山田英次	議員	7番	上野敏夫	議員
	8番	絵内勝己	議員	10番	中村保夫	議員
	11番	野道夫	議員	12番	橋場守	議員
	13番	大沼恒雄	議員			

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 西田篤正君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

助役	市橋忠晴君	収入役	藤間武君
総務課長	金子幸保君	地域振興課長	生沼篤司君
財政課長	辻山典哉君	農業振興課長	矢野潔君
住民生活課長	辻広治君	建設課長	神憲彦君

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長 篠田繁彦君 次長 金平嘉則君

6. 農業委員会会長の委任を受けて出席した説明員

事務局長 (矢野 潔) 君

7. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 松田剛君 主査 浅野信行君

8. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件名)
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
承認第 5 号	専決処分の承認を求めることについて
議案第 55 号	平成 1 6 年度沼田町一般会計補正予算について

**(開会宣言)**

○議長（吉田好宏議長）これより、本日をもって招集されました、平成16年第2回臨時会を開会いたします。定数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

**(会議録署名議員の指名)**

○議長（吉田好宏議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、2番 横山議員、8番 絵内議員を指名致します。

---

**(会期の決定)**

○議長（吉田好宏議長）日程第2、会期の決定を議題と致します。お諮り致します。本臨時会の会期は、本日1日間に致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決しました。

---

**(専決処分の承認)**

○議長（吉田好宏議長）日程第3、承認第5号 専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）承認第5号 専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成16年7月20日提出、沼田町長名であります。次の頁をお開き願いたいと思っております。専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定によって、平成16年度沼田町一般会計補正予算（専決第1号）を別冊のとおり専決処分する。平成16年7月2日、町長名でありまして、別冊の専決第1号1頁の方をお開き願いたいと思っております。

〔別冊専決第1号、1頁を朗読〕

最後の頁になりますが、6頁をお開き願いたいと思っております。後段歳出であります。2款 総務費2項 徴税費、2目 賦課徴収費であります。補正額1,334千円を追加補正致しまして、5,335千円としたものであります。これにつきましては、過年度過誤納還付金及び還付加算金として追加補正をしたものでございますが、町内の1法人におきまして、法人税割りの申告納付を15年度中に行い、既に一般会計が

15年度収入済みということで、決算しているところではありますが、確定申告の結果、申告納付額を大きく下回ったため、還付金が生ずることになったものでございます。還付金の性格上、年利4.1%の加算金が生ずることのために早急に専決処理を行いまして、還付金の対応を行ったものでございます。

これら還付金の財源につきましては、年度を越しておりまして、歳出還付という事になります。このため、上段の歳入で予算を見ております。交付税を増額をして、財源とし収支の均衡を図ったものでございます。以上でございます。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

○議長（吉田好宏議長）

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮り致します。承認第5号は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は承認することに決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第4、議案第55号 平成16年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）議案第55号 平成16年度沼田町一般会計補正予算について。平成16年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成16年7月20日提出、沼田町長名であります。

別冊の補正予算第2号、1頁をお開き願いたいと思います。

〔別冊、平成16年度沼田町一般会計補正予算、1頁を朗読〕

一番後、7頁をお開き願いたいと思います。まず、歳出であります。6款 農林水産業費、1項 農業費、9目 農業総合対策費であります。補正額1億8万円の追加でございます。

これにつきましては、米穀低温貯留乾燥調製施設自主検査装置整備業務委託料と致しまして追加を致したものであります。近年精米業者は、産地からの仕入れ原料に対する厳格な製品出荷を要望する気運が高まっております。また、大手の実需者からは、トレサビリティ設備が完備された製品の大量産地指定が来ております。現在の施設においては対応できない状況であることから、産地として生産者ま

で追跡できる体制、それから異品種の混入ゼロを目指した施設整備を行い、売れる産地として評価を高めることとするものでありまして、このため1点目には、トレサビリティーの対応システム、2点目としては、異品種混入防止対策として、これに対応する新システムを導入するものでございます。

なお、財源につきましては当面、農業振興基金を全額充てることと致しております。

次に、10款であります、10款 教育費、6項 保健体育費、3目 社会体育推進事業費であります、319千円を追加致したものでございます。これにつきましては、全道少年野球大会参加助成金として追加を致したものであります、野球少年団沼田ヤングイーグルスが、全道大会への出場のキップを手にしたという事によりまして、沼田町スポーツ振興に関する助成要綱、これに基づきまして費用の一部について助成をするものでございます。

次に、12款 諸支出金、1項 諸費、9目 農業振興基金費であります、10,080千円の補正増でございます。これにつきましては、農業振興基金への指定寄付金の増でございますが、自主検査装置整備にかかります農協負担分と致しまして、10年に渡りまして事業費の10分の1ずつを、農業振興基金に寄付を受けて積立をするものでございます。以上が、歳出の関係であります。

前の頁に戻っていただきまして、6頁歳入であります。まず、11款地方交付税であります、地方交付税の補正額、319千円を補正増と致してございます。これにつきましては、全道少年野球の助成金に充当がなされているものでございます。

次、18款 寄附金、4目の農林水産業費寄附金の、10,080千円につきましては、農業振興基金の指定寄附金として補正増致してございまして、同基金の積立財源に充てるものでございます。

19款の繰入金、1項 基金繰入金、8目 農業振興基金繰入金であります、100,800千円、これにつきましては自主検査装置の事業費に全額当たっているものでございます。以上、歳出予算の説明を終わらせて頂きます。以上であります。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。12番。

○12番議員（橋場 守議員）12番、7頁の社会体育推進事業費として、319千円補正したのですが、事情は分かりました。もしも、この予算に例えば、この社会体育推進事業費、これを担当しているサークルか団体がありますよね、そこに一応助成金として出す訳なのですが、その場合、他から例えば、その団体に対して寄附をしたいという事で寄附をした場合、だいたい教育委員会としては、このくらいあれば間に合うと思うわけですから、他から寄附が入った場合、その分減らす事になりますか、その点ちょっと聞かせてほしい。

○議長（吉田好宏議長）財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）私の方から答弁も、あれなのですが、基本的に今回予算で計上している金額につきましては、今現在想定されている他の財源、会費、個人負担分であるとか、そういったものを計上しつつ、町の持ち出しが319,000円、これは基準に則った数字であります。これは、決勝まで行った時のマックスとしての数字でございます。最終的には精算という形の中で、補助金が支出されます。その段階で、他の財源が入ってくるとすれば、これらの経費が落ち込んでいくという事も当然ありうる訳であります。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか。

○12番議員（橋場 守議員）はい分かりました。あとでまた、聞きます。

○議長（吉田好宏議長）ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結します。本案を採決致します。お諮り致します。議案第55号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

### （閉会宣言）

○議長（吉田好宏議長）以上で、本臨時会に付議された案件は、すべて終了しました。これにて、平成16年第2回沼田町議会臨時会を閉会致します。ご苦勞様でした。

14時03分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員